

3 保育所等の長期休園について

認可保育施設は原則1か月を超えて休むことはできません。ただし、やむを得ない事情（園児の入院等）があると市が認める場合には、3か月以内であれば休むことができます。

【休園1か月の数え方】

(例) 最終登園日が8月2日の場合、保育園をお休みできるのは、8月3日から9月2日までとなります。9月3日から登園する必要があります。

保育施設を欠席している間も利用者負担（保育料）はかかりますが、保育短時間に変更することはできます。

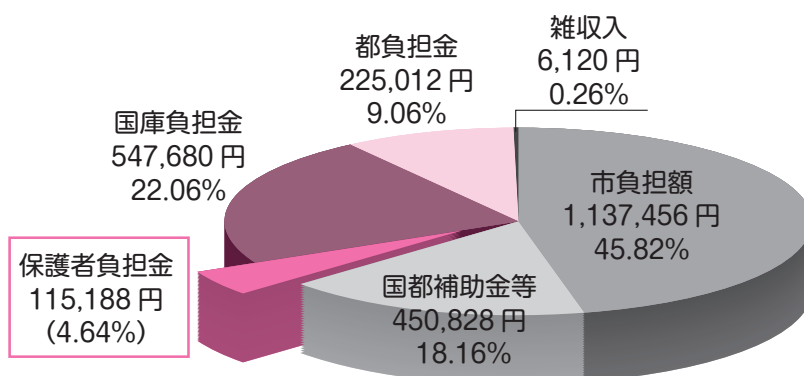
4 利用者負担額（保育料）について

- 利用者負担額（保育料）は扶養義務者（保護者）の**市区町村民税所得割額**（ただし、調整控除を除き税額控除は適用しません。）の合計及び保育の必要量（保育標準時間・保育短時間）に応じて決定します（保護者が非課税で生計を一にしている祖父母がいる場合、祖父母〈家計の主宰者である場合に限る〉の市区町村民税所得割額に応じて決定します）。
 - 認定こども園及び地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）の利用者負担額（保育料）についても、市が決定します。（徴収は施設が行います。）
 - 個人住民税の賦課決定が6月のため、直近の所得の状況を反映させる観点から、利用者負担額（保育料）の切り替えは、9月に行っています。（8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市区町村民税所得割額により利用者負担額（保育料）を決定します。）
 - 該当年度の個人住民税が市外で課税されており、武蔵野市と異なる税率で計算されている場合は、武蔵野市で適用する税率により再計算を行います。
- ※ 毎月1日に認可保育施設に在籍がある場合は、利用の有無にかかわらず、その月分の利用者負担額（保育料）を納めていただきます。（日割りは行いません。）
- ※ 原則として、利用する保育施設によって利用者負担額（保育料）は変わりませんが、保育短時間施設（家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業及び一部の小規模保育事業）をご利用の場合は、保育の必要量が保育短時間認定のため、保育短時間の利用者負担額（保育料）になります。

7

認可保育施設の入所が決まったら

園児1人にかかる経費＝年間約248万円 令和4年度



武蔵野市の保育所入所児童1人あたりにかかる経費は、令和4年度実績で、年間約248万円です。このうち保護者にお支払いいただく保育料は4.64%です。国・東京都の負担金・補助金等は49.54%で、残りの45.82%は市が負担しています。

利用者負担額（保育料）は、保育所等の健全な運営のための大切な財源となります。納期限までに必ずお支払いください。子ども育成課で納期限内のお支払いが確認できない場合、督促・催告の対象となります。その後も滞納が続くと財産の差押を行います。また、入所利用調整で減点が適用される場合があります。

《保育料の減免制度について》

多子世帯については、令和5年10月より東京都の保育所等利用多子世帯負担軽減事業が適用されています。

なお、多子世帯の負担軽減や減免の適用について、市では把握できない「生計は同一だが別住所（又は別世帯）の子ども」又は、「21歳（各月1日基準）以上で生計が同一である子ども」がいる場合は届出が必要です。該当する場合には、子ども育成課保育認定担当までご連絡ください。

対 象	第1子	第2子以降
負担額	全 額	無 料

また、国が定めた法令に基づき、下記の負担軽減も行っています。（延長保育料は該当しません。）

- ひとり親世帯・同一世帯に在宅障害児（者）がいる世帯への保育料負担軽減

市区町村民税所得割額77,101円未満のひとり親世帯及び同一世帯に在宅障害児（者）がいる世帯については、第1子の保育料は半額になります。

《幼児教育の無償化について》

3歳児～5歳児クラスの利用者負担額（保育料）は0円です。

0～2歳児クラスは非課税世帯である場合、利用者負担額（保育料）は0円となります。

※ 利用者負担額（保育料）以外の実費徴収は発生する場合があります。各施設にご確認ください。



認可保育所・認定こども園（2・3号認定子ども）・地域型保育事業の利用者負担額

単位：円

各月初日において保育を受ける 子どもの属する世帯等の階層区分		利用者負担の月額 （上段が保育標準時間認定 下段が保育短時間認定の金額）		
階層区分	定義	0歳児	1・2歳児	3歳児以上
A	生活保護世帯等又は里親である教育・保育給付認定保護者	0	0	0
B	A階層を除き、当該年度分（4～8月までにあつては前年分。以下同じ）の市区町村民税非課税世帯	0	0	0
C	A階層を除き、当該年度分の市区町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税されるもの	2,500	2,300	0
D 1	A階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、その市区町村民税所得割合算額が次の区分に該当するもの	48,600円未満	6,700	5,600
D 2		48,600円以上 52,100円未満	4,800	4,000
D 3		52,100円以上 66,500円未満	8,500	7,000
D 4		66,500円以上 84,500円未満	6,100	5,000
D 5		84,500円以上 97,000円未満	10,500	8,600
D 6		97,000円以上 139,000円未満	7,600	6,200
D 7		139,000円以上 159,000円未満	12,500	10,300
D 8		159,000円以上 169,000円未満	9,000	7,400
D 9		169,000円以上 204,000円未満	15,000	12,200
D 10		204,000円以上 229,000円未満	10,900	8,800
D 11		229,000円以上 244,000円未満	17,000	14,000
D 12		244,000円以上 259,000円未満	12,300	10,100
D 13		259,000円以上 271,000円未満	19,000	15,700
D 14		271,000円以上 281,000円未満	13,800	11,400
D 15		281,000円以上 291,000円未満	23,000	19,600
D 16		291,000円以上 301,000円未満	16,700	14,200
D 17		301,000円以上 353,000円未満	27,000	24,000
D 18		353,000円以上 383,000円未満	19,600	17,400
D 19		383,000円以上 397,000円未満	31,500	28,500
D 20		397,000円以上 475,300円未満	22,900	20,700
D 21		475,300円以上 600,600円未満	35,500	33,000
D 22		600,600円以上 782,400円未満	25,800	24,000
D 23		782,400円以上 964,200円未満	39,500	37,000
D 24		964,200円以上	28,700	26,900

7

認可保育施設の入所が決まったら